

# 総合評価書要旨

## 1. 評価対象施策

地方分権改革に関する施策の推進

## 2. 評価対象期間

令和元年度

## 3. 施策の目的

地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための制度改革等を通じた住民サービスの向上

<以下は当室の業務における具体的な目標>

- ・各年の「地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定
- ・必要に応じて、各年の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地方分権一括法）」の成立

## 4. 評価結果の概要

### (1) 必要性

提案募集方式を通じた取組については、地方の現場における支障を解決し、地方創生や住民サービスの向上に資するものとして重要な意義があるものであり、地方3団体からも、「地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」等の評価をいただいている。

また、平成26年の提案募集方式導入以降、毎年、300を超える提案が出されていることに加え、これまで提案をしたことのない市区町村からの提案も出されており、提案募集の取組に対する地方側のニーズは高いものと考えられる。

### (2) 効率性

令和元年の提案募集では、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施した。

当室の事務は会議運営や啓発等に係る限られた予算で執行しており、効率的に成果を挙げているものと考えている。

### (3) 有効性

上記のとおり、令和元年の提案募集では、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について、提案の趣旨を踏まえた対応などを実施しており、地方3団

体からも、「提案に対する実現・対応の割合が高いものとなったこと、また、土地利用、空家対策や子育て支援の充実といった喫緊の課題について成果を上げたことは、地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」（令和元年12月23日）等の評価をいただいております、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図り、住民サービスを向上させることにつながるものと考えています。